

【別添】

再送信同意に係る出雲ケーブルビジョン株式会社からの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：出雲ケーブルビジョン株式会社（島根県出雲市）

代表者：代表取締役 今岡 余一良

住 所：島根県出雲市渡橋町228番地1

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

5 再送信の業務を行おうとする区域

島根県出雲市の一部（別紙のとおり。）、簸川郡斐川町の全域

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成13年7月から平成19年5月までの間、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。なお、T S Cとはテレビせとうち株式会社を指す。)

意見の対立点	T S Cの主張	出雲ケーブルビジョンの主張
① 県域免許制度	・放送法に基づき県域放送をおこなっているのに、県域外への再送信は認められない。県域外の視聴者からの苦情に責任が持てない。	・有テレ法上は問題無い。 ・T S Cの再送信は視聴者から強い要望がある。 ・T S Cの再送信は都市部と地方の格差是正のため必要。
② 著作権処理	・スポーツ・映画など県域外については未処理であり問題である。	・日本ケーブルテレビ連盟を窓口権利処理を行っているし、新しいルールができればそれに従う。
③ 災害・告知放送	・県域内での災害・告知放送は、県域外を想定しておらず、混乱を招き適切ではない。	・視聴者は地元の情報とは別の判断をするので問題はなく、T S Cに不都合は生じない。 ・過去、災害情報などに関わるクレームは受けていない。
④ CMスポンサー	・放送エリアを限定したCMなどはスポンサーに迷惑がかかる。	・放送エリアの拡大は、スポンサーには好都合であり、スポンサーには迷惑はかからないはずである。 ・T S CのCM営業用の業務区域は、県域外も含んでおり、県域外へのCMを認めているのではないか。 ・T S Cにとって営業上プラスになることも多い。
⑤ 協議の内容と期間	・大分の裁定の行方や長野のキー局の動きを見て判断したい。 ・引き続き協議を継続したい。	・大分で「同意すべき」裁定が下りても、T S Cから同意が得られる保障がない。 ・同意が得られる見通しが無い以上、法令順守のため、これ以上の協議延長はできない。

以上

別 紙

島根県 出雲市	朝山町、芦渡町、荒茅町、医大南町 1～3 丁目、稲岡町、今市町、今市町南本町、今市町北本町 1～5 丁目、宇那手町、駅南町 1～3 丁目、駅北町、枝大津町、江田町、塩治有原町 1～6 丁目、塩治神前 1～6 丁目、塩治善行町、塩治町、塩治町南町 1～6 丁目、塩治原町 1～3 丁目、大島町、萩杼町、乙立町、小山町、上塩治町、上島町、神門町、日下町、古志町、里方町、下古志町、下横町、白枝町、神西沖町、外園町、高岡町、高松町、武志町、知井宮町、常松町、天神町、所原町、中野町、中野美保北 1～3 丁目、中野美保南 1～3 丁目、長浜町、西神西町、西新町 1～3 丁目、西園町、西材木町、西谷町、野尻町、浜町、稗原町、東神西町、東園町、東材木町、姫原 1～4 丁目、姫原町、平野町、船津町、平成町、馬木北町、馬木町、松寄下町、見々久町、八島町、矢野町、矢尾町、渡橋町、大杜町、多伎町、佐田町の各全域、並びに湖陵町の大池地区の一部を除く地域
------------	--